

Q10 災害により申告・納税などを期限までにできません。どうしたらよいでしょうか。

A 住所・所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由の止んだ日から2カ月以内の範囲でその期限が延長されます。

Q11 避難先にいるため、納税地の税務署に行くことができません。どうすればよいでしょうか。

A 納税地を所轄する税務署の管轄外に避難されている方の国税に関するご相談等には最寄りの税務署が対応しています。納税証明書交付の申請書も最寄りの税務署で受け付けています（なお、納税証明書の交付まで多少の日数がかかる場合があります）。

Q12 「還付金があるので現金自動預け払い機（ATM）へ」といった電話がかかってきたのですが。

A 税務署職員を装った「振り込め詐欺」による被害が発生していますので、十分ご注意ください。税務署や国税局では、還付金受け取りのために金融機関等のATMの操作を求めることはありません。また、国税の納税のために金融機関の口座を指定して振り込みを求めることはありません。

Q13 震災に関する内容を思わせるタイトルのメールが届きました。その中に掲載されているアドレスをクリックしたところ、有料サイトに誘導されました。どうすればよいでしょうか。

A 心当たりのないメールの開封やその中のアドレスをクリックする際は、震災に関する内容でもよく考えてから行ってください。不審に思った場合や被害にあったときは、最寄りの消費生活センターなどに相談してください。

Q14 津波でお金が傷んでしまいました。交換してもらえますか。

A 汚れたり傷んだりした銀行券・貨幣の引換えについては、日本銀行の本支店で取り扱っています。

Q15 被災後の生活再建に「罹災（りさい）証明書」が重要と聞いたのですが。

A 「罹災証明書」は、各地方自治体（市区町村）が発行するもので、義援金の受け取りを始め各種支援を受けるために必要です。被害状況が分かる証拠の写真を添えて自治体の窓口申請し、調査員が現場を訪れ、罹災が認められると「罹災証明書」が発行されま

す。被害の証拠を示すため、自分で修復などする前に、そのままの現状をまず写真に撮ることを忘れないようにしましょう。また、罹災の程度については、内閣府のホームページに、どんな状態にあると『全壊』『大規模半壊』『半壊』『一部損壊』などと判断されるのか詳しく説明されています。

内閣府防災情報のページ <http://www.bousai.go.jp/hou/unyou.html>

震災関連の主な情報源については、知るほどとホームページでご紹介しています。詳しくは、以下をご覧ください。



知るほどと
 <http://www.shiruporoto.jp/>

紹介している主なサイト

- ・金融庁 東日本大震災関連情報 預金者の皆さまへ
- ・全国銀行協会 東日本大震災に関するよくあるご質問 (FAQ)
- ・全国信用金庫協会 震災関連情報
- ・日本損害保険協会 地震保険に関するQ&A
- ・生命保険協会 生命保険業界における震災対応への取組み
- ・日本年金機構 被災された年金受給者、被保険者の皆さまへ (Q&A)
- ・国税庁 災害により被害を受けた皆様へ
- ・国民生活センター 震災に乗じた迷惑メールにご注意!
- ・日本銀行 日本銀行が行う損傷現金の引換えについて

災害時のお金の

Q&A

Q1 震災・津波で預金通帳、印鑑、キャッシュカードをすべて失いました。どうすればよいでしょうか。

A 金融機関は、通帳などが無くても、本人確認を前提に預金の払い戻しなど、ご事情に応じた対応に努めています。取引金融機関にお問い合わせください。

Q2 自動車免許証など、本人確認用の書類もありません。

A 何らかの本人確認用書類があったほうが対応は早くなりますが、金融機関は、取引内容や事情に応じ、さまざまな方法でご本人であることの確認に努めています。また、保険会社でも、自社で管理している契約情報に基づいて、本人しか知り得ない個人情報などと照合して、本人であることの確認に努めています。

Q3 避難先にいるため、取引金融機関に行けません。別の金融機関の窓口で預金の払い戻しは受けられますか。

A 避難されている方が、避難先で、取引金融機関以外の金融機関窓口でも預金の引き出しをできるようにする取り組みが、現在行われています。

Q4 預金者である親や子ども、配偶者等の親族が亡くなりました（行方不明になりました）。親族等が預金の払い出しをすることができますか。

A 預金者本人の死亡時や行方不明時に親・子ども・配偶者等の親族の方から預金の払い出しの求めがあった場合には、必要な要件を満たすことを確認したうえで、一定の金額の払い出しに応じるなど、柔軟な対応に努めている銀行があります。

Q5 津波で保険証券を失いました。

A 保険会社では、本人確認ができれば対応しています。

日本は地震の多い国です。東日本大震災の被災地以外にお住まいの方々も、ぜひ、以下のQ&Aをご覧ください。これらの知識も「備え」のひとつです。

なお、これらのQ&Aでは、今回の大震災における対応等を説明しており、必ずしも一般的な災害時の取扱いを前提にしたものではない場合があることにご留意ください。



Q6 震災で保険証書を失ってしまい、どの保険会社と契約したかが分かりません。どうすればよいでしょうか。

A 今回の震災で被災された方やそのご家族・ご遺族を対象に、当面の対応として、契約の保険会社が分からない場合でも、ご契約の保険会社を確認する体制ができています。

●日本損害保険協会「地震保険契約会社照会センター」
フリーダイヤル 0120-501331

月～金曜日（祝日は除きます）9:00～17:00

●生命保険協会「災害地域生保契約照会センター」
フリーダイヤル 0120-001731

月～金曜日（祝日は除きます）9:00～17:00

※両センターの存続時期は未定である点、ご注意ください。

Q7 生命保険の被保険者が行方不明なのですが、保険金は支払われるのでしょうか。

A 今回、生命保険会社各社は、被保険者の行方が分からず、死亡したと見られる場合は、死亡保険金を支払うという方針を打ち出しています。地震や津波で被災が確実視され、公的機関が事実上死亡したと認定した証明書があれば、死亡診断書や戸籍の抹消を待たずに、生命保険会社は死亡保険金の支払いに応じるというものです。

Q8 年金振込先の銀行の店舗が今も営業していません。年金の振り込みは行われますか。

A 年金振込先の金融機関店舗が震災の被害により営業していない場合でも、年金の受取口座への振り込みは行われます。

Q9 自宅が被災したため、親戚の家に身を寄せています。年金受給者の住所変更はできますか。また、年金の受取銀行口座も変更できますか。

A 住所・支払機関変更届を年金事務所に提出することで、住所変更や受取銀行の変更ができます。